令和7年度　第3回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	せいよGoTo買い物キャンペーン 商品券事業（第4弾）	①市民（各世帯）に商品券を送付し、市内の取扱店舗において食料品等の購入に使用できる商品券を使用することにより、物価高騰等に直面する生活者や市内事業者の下支えを行い、地域経済の発展及び地域振興を図ることを目的とする。 ②委託料 ③給付費：商品券12,000円×17,500世帯＝210,000千円 　事務費：33,258千円（管理費等） ※商工会等に業務委託を行い実施予定 ④市民等	R7.12	R8.3
2	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	魚類養殖等特別支援事業	①目的：原油価格・物価高騰等の影響を受けて燃油・飼料の経費が増大している魚類養殖業者、真珠養殖業者が加入する養殖共済掛金の一部を助成することにより、事業継続を支援する。 ②具体的な経費内容：令和7年度の養殖共済掛金 ③積算根拠：353,810円（1事業者当たり平均）【共済掛金の1/4以内、上限1,000千円】×21事業者＝7,430千円のうち5,900千円に充当予定 （※その他1,530千円にはふるさと納税寄附金を充当予定） ④事業対象：養殖共済に加入する市内の魚類養殖業者11業者、真珠養殖業者10業者	R7.4	R8.3
3	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	準要保護児童生徒負担金事業	①学校教育法第19条に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒若しくは就学予定者の保護者に対し西予市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費を支給することにより、物価高騰の影響を受ける義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。 ②負担金 ③準要保護認定見込者（小学校児童182名、中学校生徒80名計262名）を対象　（地理的条件等により各交付額には増減あり） （1）学用品費　小学生：1,791,020円　+　中学生：1,818,400円　計3,609,420円 （2）通学用品費　小学生：286,020円　+　中学生：133,930円　計　419,950円 （3）新入学学用品費　小学生：1,597,680円　+　中学生：1,827,000円　計　3,424,680円 （4）修学旅行費　小学生：1,532,160円　+　中学生：2,340,944円　計　3,873,104円 （5）通学費　中学生：525,980円　計　525,980円 （6）給食費　小学生：7,626,600円　+　中学生：4,284,170円　計　11,910,770円 （7）校外活動費　小学生：7,200円　+　中学生：1,200円　計　8,400円 上記合計＝23,772,304円≒23,773千円のうち3,744千円に充当予定（（4）給食費の中学生分に充当） （※その他20,029千円には国補40千円および一般財源19,989千円を充当予定） （※給食については　教職員分の給食費は含まない） ④次のいずれかに該当する児童生徒の保護者 ・西予市に住所を有しており、当該児童生徒等が公立小中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）に在学又は就学を予定している者 ・西予市外に住所を有しており、当該児童生徒が西予市立小中学校に在学している者	R7.4	R8.3

4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食食材購入支援事業	①給食用食材費の高騰に対応し、値上げ幅に係る金額を市が負担し、給食費を据え置きすることにより保護者の負担軽減を図る。 ②補助金 ③児童生徒数（食数）2,060×日数（年間）197×１食45円（※） ＝18,262千円のうち14,600千円に充当予定 （※その他3,662千円にはふるさと納税寄附金を充当予定） （※西予市学校給食食材購入支援事業補助金交付要綱（R6.1.1改正）に基づき、学校給食費1食あたり45円とする） ④児童生徒の保護者（教職員分の給食費は含まない）	R7.4	R8.3
5	①食料品の物価高騰に対する特別加算	せいよGoTo買い物キャンペーン商品券事業（第5弾）	①市民等が市内の取扱店舗において、食料品等の購入に使用できるプレミアム付きの商品券を直接購入し、購入店舗において使用することにより、物価高騰等に直面する生活者や市内事業者の下支えを行い、地域経済の発展及び地域振興を図ることを目的とする。 ②委託料 ③給付費：1,000円×81,000冊＝81,000千円　　事務費：26,767千円（管理費等） ※商工会等に業務委託を行い実施予定 ④市民等	R7.12	R8.3
6	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	防犯対策事業	①物価高の影響を踏まえ、省エネの推進を図るため、地区防犯灯のLED化（交換）に係る経費への補助金を計上する。（上限10,000円×400灯分） ②LEDへの交換に伴う補助金 ③交換10,000円×400灯 ④自治会等	R8.1	R8.3
7	④消費下支え等を通じた生活者支援	防災アプリ普及促進ギフト券事業	①「みんなの防災アプリ」登録者を対象に、1人あたり3,000円分のギフトカードを配付し、防災力の向上と物価高における生活者を支援するための経費を計上する。（先着7,500名） ②ギフトカード購入費用および事務費等 ③ギフトカード：1名あたり3,000円×7,500名＝22,500千円 　業務委託料、システム改修委託料他：7,136千円　　計：29,636千円 ④市民	R8.1	R8.3
8	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	集会所等整備事業	①物価高の影響を踏まえ、省エネの推進を図るため、地区集会所の照明LED化、エアコンの更新に係る経費への補助金を計上する。（補助率：２分の１） ②補助金 ③250,000円×40件＝10,000千円 ④自治会等	R8.1	R8.3
9	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	運送事業者等物価高騰対策支援事業	①物価高騰等の影響を受ける運送事業者等を支援するため、維持管理に係る経費への補助金を計上する。 ②補助金 ③35,000円×460台、17,000円×110台≒18,000千円 ④市内運送業者等	R8.1	R8.3

10	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業保険加入促進支援事業	①資材価格等の高騰の影響を受ける農業者を支援するため、農業保険掛金に係る経費への補助金を計上する。 ②補助金 ③令和7年度実績見込：17,229千円 16,116千円（収入保険・農業共済R7実績見込）*1.069（加入増加率見込）≒17,229千円 ④愛媛県農業共済組合	R8.1	R8.3
11	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	畜産飼料価格高騰対策支援事業 （第5弾）	①飼料費や資材価格の高騰の影響を受ける畜産農家を支援するため、飼料購入費に係る経費への補助金を計上する。 ②補助金 ③【配合飼料】 酪農：10kg×25円×92日×1,900頭×1/4＝10,925千円 繁殖：4kg×25円×92日×1,200頭×1/4＝2,760千円 肥育：10kg×25円×92日×2,600頭×1/4＝14,950千円 養豚：1kg×25円×92日×66,000頭×1/4＝37,950千円 ﾌﾞﾛｲﾗｰ：0.1kg×25円×92日×900羽×1/4＝52千円 【粗飼料】 酪農：10kg×25円×92日×1,900頭×1/4＝10,925千円 繁殖：3kg×25円×92日×1,200頭×1/4＝2,070千円 肥育：3kg×25円×92日×2,600頭×1/4＝4,485千円　　合計　84,117千円 ④市内に事業所を有する個人、法人で畜産業を営む者	R8.1	R8.3
12	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	漁業用燃油高騰対策支援事業	①燃料価格の高騰の影響を受ける漁業者を支援するため、燃料購入費に係る経費への補助金を計上する。 ②補助金 ③三瓶地区取引額（概算）：4,997千円 　明浜地区取引額（概算）：9,247千円　計：14,244千円 ④市内漁業協同組合	R8.1	R8.3
13	④消費下支え等を通じた生活者支援	住宅用火災警報器購入支援事業	①物価高の影響下においても住宅用火災警報器の設置推進を図るため、新規設置および交換に係る経費への補助金を計上する。 ②補助金 ③10,000円×300世帯＝3,000千円 ④市民	R8.1	R8.3
14	④消費下支え等を通じた生活者支援	大学生等生活応援事業	①食料品等の価格高騰の影響を受ける市出身の大学生等を応援するため、地元特産品の配付に係る経費を計上する。 ②委託料および一部事務費 ③業務委託料7,740,000円+事務費10,000円＝7,750千円 ④学校教育法に基づき設置された大学等に在学しており、R8.2.1時点で住民基本台帳に記録されているものに扶養されている者	R8.1	R8.3

15	①食料品の物価高騰に対する特別加算	準要保護児童生徒負担金事業 （追加充当分）	①学校教育法第19条に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒若しくは就学予定者の保護者に対し西予市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費を支給することにより、物価高騰の影響を受ける義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。 ②負担金 ③準要保護認定見込者（小学校児童182名、中学校生徒80名計262名）を対象 （地理的条件等により各交付額には増減あり） （1）学用品費　小学生：1,791,020円 ＋ 中学生：1,818,400円　 計3,609,420円 （2）通学用品費　小学生：286,020円 ＋ 中学生：133,930円　計　419,950円 （3）新入学学用品費　小学生：1,597,680円 ＋ 中学生：1,827,000円　計　3,424,680円 （4）修学旅行費　小学生：1,532,160円 ＋ 中学生：2,340,944円　計　3,873,104円 （5）通学費　中学生：525,980円　計　525,980円 （6）給食費　小学生：7,626,600円 ＋ 中学生：4,284,170円（うち3,744千円については第1回重点交付金を充当） 　計　8,136,770円（交付金除く） （7）校外活動費　小学生：7,200円 ＋ 中学生：1,200円　計　8,400円 上記合計（第1回分を除く）23,773千円-3,744千円≒20,029千円のうち10,136千円に充当予定 （※その他9,893千円には国補40千円および一般財源9,893千円を充当予定） （※給食については　教職員分の給食費は含まない） ④次のいずれかに該当する児童生徒の保護者 ・西予市に住所を有しており、当該児童生徒等が公立小中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）に在学又は就学を予定している者 ・西予市外に住所を有しており、当該児童生徒が西予市立小中学校に在学している者	R8.1	R8.3
16	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食食材購入支援事業 （追加充当分）	①給食用食材費の高騰に対応し、値上げ幅に係る金額を市が負担し、給食費を据え置きすることにより保護者の負担軽減を図る。（追加支援分） ②補助金 ③児童生徒数（食数）2,047×日数（年間）108日×１食30円 ＝6,633千円のうち5,300千円に充当予定 （※西予市学校給食食材購入支援事業補助金交付要綱（R6.1.1改正）に基づき、学校給食費1食あたり45円とする） ④児童生徒の保護者（教職員分の給食費は含まない）	R8.1	R8.3